

光熱水費未請求等事案（レストラン公募関係） 打合せ

1 日 時：令和2年11月5日（木）16：00～17：30

2 場 所：井田病院2階三役会議室

3 出席者：井田病院 長澤庶務課長、渡邊庶務係長、鈴木職員
経営企画室 郷野経営企画担当課長、横山職員

4 内 容：

（1）他都市照会

- ・以前に実施した他都市照会の取りまとめがあるため、後日情報共有する。
- ・現在、調査票を井田病院で作成している。作成後、経営企画担当で内容を確認し、20大都市、県内自治体病院へ照会を送付する。

（2）公募のスケジュール

- ・平成29年度の公募スケジュールは次のとおり。
6/18 募集開始 8/10 事業者選定 11/1 営業開始
- ・令和3年4月1日から営業開始するためには、11月末から12月上旬には募集を開始し、遅くとも1月中旬までには事業者を選定しなければならない。
- ・公募スケジュールの作成、仕様書作成、事業者ヒアリング等の作業は急ぎ進めていく必要がある。

（3）その他の手法の検討

- ・現在、井田病院で複数の事業者ヒアリングを行っているが、今回の件もあつてか反応は決して良くない。現在のスキームでは参入が難しいとの意見である。
- ・事業者探しについては、経営企画担当、井田病院の双方で協力して進めていくが、イートインスペース拡充、コンビニの商品拡充、仕出し弁当の販売、自販機設置など、レストラン不在の場合も想定していく必要がある。
- ・「委託」への変更については、厳しい経営状況の中でお金をかけてまでレストランを確保するか、委託料を令和3年度予算計上しなければならないといった課題がある。
- ・市長記者会見で発言のあった「サウンディング」の手法については、経営企画担当で調査する。

光熱水費未請求等事案関係 打合せ

- 1 日 時：令和2年11月27日（金）9：00～11：00
- 2 場 所：井田病院2階三役会議室、川崎御幸ビル7階大会議室
- 3 出席者：井田病院 北村事務局長、長澤庶務課長、渡邊庶務係長
病院局 田邊局長、高田総務部長、岡室長、
関庶務課長、郷野経営企画担当課長、市川経理担当課長、
川村課長補佐、阿部職員

4 内 容：

(1) レストラン事業者への今後の対応

- ・今後、退店に向けて必要な期間、最終営業日等の詳細な打合せを行う。
- ・過去分について3月分まで支払う意思は確認している。
- ・検証委員会の検証結果を受けて直ちに一括請求を行う。
- ・司法による解決も検討していく必要がある。仮に債務不存在の訴えを提起された場合でも、議会の議決を要する。

(2) 新たなレストラン事業者の公募について

- ・複数事業者にヒアリングを行った。販売食数が少ないためレストラン単体での参入は難しい、使用料と光熱水費を負担することは困難との意見あり。
- ・速やかに公募できるよう準備を進めていく。
- ・行政財産使用許可と行政財産貸付のどちらの手法で公募するかについては、メリット、デメリットを再度比較して決定する。
- ・誰も応募しないことも想定し、昼食確保の代替案についても並行して検討する。

(3) 喫茶店事業者への今後の対応

- ・事業者の時効5年との主張は変わらない。
- ・納期限までに納付が確認できない場合には、遅滞なく督促状を送付し、協議を継続していく。

(4) 再発防止策

- ・事業管理者名で文書が発出された。
- ・特に日々のチェック体制を再確認する。

光熱水費未請求等事案（レストラン公募関係） 打合せ

- 1 日 時：令和2年12月17日（木）10：00～12：00
- 2 場 所：井田病院2階三役会議室
- 3 出席者：井田病院 渡邊庶務係長、鈴木職員
経営企画室 郷野経営企画担当課長、村田経営企画担当係長
- 4 内 容：

（1）使用許可と貸付について

- ・使用許可と貸付の違いは、取消できるかどうか。使用料等の考え方は使用許可と貸付では大差ない。使用許可の場合は、申請がでてこなければ、事業者に運営してもらえないという可能性もある。レストランの在り方として、貸付で一定期間定めて契約するほうが相応しいと考えられる。

（2）プロポーザルと一般競争入札について

- ・プロポーザルで公募をする場合は指名選定委員会の審査が必要。ただし、プロポーザルを行っているのは、川崎市で病院局のみ。業者にとっても、プロポーザルはハードルが高いため、余計応募しづらい。
- ・一般競争入札になると価格だけの競争となるが、プロポーザルより時間をかけずに行うことが出来る。
まずは、プロポーザルを行うか、一般競争にするかを病院で判断してほしい。

（3）使用料について

- ・コロナによる客数減少や1年半という短い期間での運営について、算定要領の特例措置（第7条）を適用することはできるのではないかと考えている。

（4）設備について

- ・設備について、仕様書上は事業者の負担による修理となっているが、10年程度経過していることもあり、事業者のみの負担にせず、協議できるほうがよいのではないかと。

（5）事業者のヒアリングについて

- ・現売店事業者は、レストラン事業はやっていないとの回答。現喫茶店事業者は、社内のレストランの担当者に確認中。

光熱水費未請求等事案関係 打合せ

- 1 日 時：令和3年1月19日（火）15：30～17：30
- 2 場 所：井田病院2階三役会議室
- 3 出席者：井田病院 北村事務局長、長澤庶務課長、渡邊庶務係長、鈴木職員
病院局 田邊局長、高田総務部長、岡室長、
村田経営企画担当係長、市川庶務課庶務人事係主任

4 内 容：

(1) レストラン事業者とのその後の協議

- ・12月11日にグループマネージャーが来院し打合せを行った。疑義が生じている給湯分使用水量について、使用水量把握のため還りメーターのバルブを閉め、行きメーターのみで使用水量を量ること、そのためお湯の出始めが遅くなる可能性があることを説明し、了承を得た。使用水量の把握ができた後、その数値で算定し直し、未請求金額の精算について説明に伺う旨伝えた。
- ・12月25日、12月28日に電話により、給湯分使用水量再調査結果の報告時期、11月分光熱水費の請求、退店（最終営業日）について打合せを行った。
- ・現在、給湯分使用水量再調査結果の報告について、アポイント申込中である。
⇒年末年始の休みを挟んで1か月の調査期間となるため、少なくとも1月末まで調査を行い、2月に入ってから事業者への報告を行うこととなった。

(2) レストラン給湯分使用水量の再調査結果について

- ・12月16日16時給湯の還バルブを閉め、以降1月15日まで毎日16時にメーター値を実測したところ、平日の1日平均使用水量は1.02 m³であった。土日祝日は、給水分使用水量の平日と土日祝日の比率により推計することとした。
- ・1日平均使用水量×営業日数として推計し、事業者と協議を行うこととしたい。
⇒少なくとも1月末までメーター値の実測を継続した後、事業者と協議を行う。

(3) レストラン事業者公募

- ・国の方針や参加業者の負担等を考慮し、行政財産使用許可（公募プロポーザル方式）から行政財産貸付（一般競争入札）による業者選定に手法を変更する。
- ・貸付料を入札対象とする。現行規定では光熱水費を免除できないので事業者負担とする。以前より負担が減少するので、応札の可能性はあると考える。
⇒給湯分使用水量の再調査を1月末まで行うため、公告時期は2月初旬とし、入札及び開札日は、2月下旬とする。

(4) 喫茶店事業者光熱水費

- ・12月2日事業者に対し督促状を送付後、12月9日付けで配達証明を受理した。5年を経過している21,926円について時効を援用し、5年を経過していない18,494円については支払うとのこと。12月15日病院口座に振込を確認。
- ・今後、残額について催告状を送付する予定。

以上

資料一覧

- 1 公 告
- 2 川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者一般競争入札
貸付案内書
- 3 様式第1号～第6号
- 4 川崎市立井田病院におけるレストラン運営業務仕様書
- 5 貸付料の特例措置適用について
- 6 入札スケジュール

入札公告

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者の一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年2月1日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者の選定
- (2) 履行場所 川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院
- (3) 履行方法 行政財産定期建物賃貸借契約
(地方自治法第238条の4第2項第4号、地方自治法施行令第169条の3)
- (4) 履行期間
令和3年4月1日から令和4年10月31日までとする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- (6) 事故の場合、レストラン運営事業者の責任において直ちに対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。
- (7) レストランの営業を5年間以上継続していること。
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が(8)又は(9)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

3 契約条項を示す場所

川崎市立井田病院事務局庶務課
〒211-0035
川崎市中原区井田2-27-1
電話 044-766-2188 (代表)

4 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札受付 令和3年2月26日(金) 午後2時30分から3時
- (2) 入札及び開札の日時 令和3年2月26日(金) 午後3時
- (3) 入札及び開札の場所 川崎市立井田病院2階 第1・2会議室

5 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除します。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとします。

7 その他

(1) 詳細は案内書によります。案内書（様式類を含む）、仕様書等は川崎市立井田病院ホームページからダウンロードできます。

(2) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係 行政財産担当

電話 044-766-2188 (代表)

FAX 044-788-0231

電子メールアドレス 83idasyo@city.kawasaki.jp

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者

一般競争入札貸付案内書

川崎市立井田病院(以下「井田病院」という。)における患者及び来院者へのサービス向上並びに職員の利用を目的としたレストランの運営を行う事業者(以下「レストラン運営事業者」という。)の一般競争入札については、本書に基づき実施するものとする。

1 レストランを運営する場所

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院内

レストラン	ア 厨房フロア	2 階	65.0 m ²
	イ 一般用レストラン	2 階	89.5 m ²
	ウ 職員用レストラン	2 階	113.5 m ²

2 営業に関する仕様等

別紙仕様書のとおり

3 出店方法

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 169 条の 3 に基づく貸付けで、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 38 条に定める契約の更新がない定期建物賃貸借契約により使用するものとする。

4 貸付期間

貸付期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までの 1 年 7 か月の期間とする。原則として貸付期間の延長は行わない。

5 貸付料

本入札では、事業者が指定の条件で営業するためにこれらの場所を市から事業者に貸し付ける貸付料の金額を入札対象とする。

6 入札について

(1)入札参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- エ 国税又は市税の未納がないこと。
- オ 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。
- カ 事故の場合、レストラン運営事業者の責任において直ちに対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。
- キ レストランの営業を5年間以上継続していること。
- ク 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ケ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- コ 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方がク又はケのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

(2) 申込書の受付

ア 申込みに関する注意事項

- (ア) 申込みに関する一切の費用については、申込者の負担とする。
- (イ) 申込みに際して提出した書類は返却しない。
- (ウ) 選定に当たり必要が生じた場合、他の書類の提出を求める場合がある。
- (エ) 提出書類として示された証明書等は、いずれも発行後3か月以内のもの(複写したものは不可)とする。
- (オ) 提出書類の様式については、川崎市立井田病院のホームページからダウンロードすることができる。

イ 申込者が法人の場合の提出書類

- (ア) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 入札参加申込書」(様式第1号)
- (イ) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 事業申告書」(様式第2号)
※ レストランを営業した5年間以上の実績と会社概要を記載した申告書。
- (ウ) 役員等氏名一覧表及び同意書(様式第6号)
川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のため使用する。
- (エ) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)
- (オ) 代表者の印鑑証明書

- (カ) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)
- (キ) 川崎市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合)
- a 川崎市法人市民税
 - b 固定資産税(償却資産を含む。)
※申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。
※川崎市外に本社又は事業所がある法人の場合は、これに準じるものの写しを提出すること。
- (ク) 財務諸表の写し(直前決算2年間分)
※損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
- ウ 申込者が個人の場合の提出書類
- (ア) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 入札参加申込書」(様式第1号)
- (イ) 「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 事業申告書」(様式第2号)
※レストランを営業した5年間以上の実績と業務概要を記載した申告書。
- (ウ) 役員等氏名一覧表及び同意書(様式第6号)
川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のため使用する。
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)
- (カ) 川崎市税の納税証明書(川崎市民の方)
- a 川崎市市民税
 - b 固定資産税(償却資産を含む。)
※直近2年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと)。
※川崎市民以外の方は、これに準じるものの写しを提出すること
- (キ) 身分証明書
破産者等でないことの証明書(本籍地の市区町村長発行)を提出すること。
- (ク) 登記されていないことの証明書
※成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。
問い合わせ先 東京法務局後見登録課 電話03-5213-1360
横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7976
- (コ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)

エ 提出期間及び提出方法

令和3年2月1日(月)から令和3年2月12日(金)まで。

受付時間は、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から午後 4 時まで。

なお、土曜、日曜、祝日は除く。

川崎市立井田病院事務局庶務課まで持参とする。郵送での提出は認めない。

(3) 院内見学の実施

院内見学の日程については、令和 3 年 2 月 10 日(水)及び令和 3 年 2 月 15 日(月)に、別途病院が指定する日時で行う。院内見学の日時は、入札参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで送信する。

(4) 仕様書等に関する質問

ア 提出書類

「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 質問書」(様式第 4 号)

※「様式第 4 号」は井田病院ホームページからダウンロードすること。

イ 提出方法

川崎市立井田病院事務局庶務課まで持参、郵送又は電子メールで送信すること。

ウ 提出期間

令和 3 年 2 月 1 日(月)から令和 3 年 2 月 17 日(水)まで。

受付時間は、午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から午後 4 時まで。

なお、土曜、日曜、祝日は除く。

郵送の場合は、令和 3 年 2 月 17 日(水)必着とする。

エ 回答方法

質疑内容を整理した上で、令和 3 年 2 月 22 日(月)までに回答書を電子メールで送信する。なお、回答書の送信先は、入札参加申込書に記載されたメールアドレスとする。

※口頭、電話による質問は受け付けない。

オ 注意事項

次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しない。

(ア)直接的又は間接的であることを問わず、自社又は他社の商標、商号等が表現されることにより、申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある内容の質問

(イ)直接的又は間接的であることを問わず、申込者の名称、参加者数、使用料又はその他の情報で、秘密として管理されている事項に関する質問

(ウ)本件とは無関係な事項に関する質問

(エ)申込者以外からの質問

(オ)その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問

(5) 入札及び改札の日時、場所

ア 入札受付 令和 3 年 2 月 26 日(金)午後 2 時 30 分から 3 時まで

イ 入札及び開札の日時 令和 3 年 2 月 26 日(金)午後 3 時

ウ 入札及び開札の場所 川崎市立井田病院2階 第1・2会議室

エ 入札結果の公表

入札の結果は、開札後に川崎市立井田病院のホームページで公表する。

※郵送による入札は受付しない。また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できないため注意すること。

※入札参加者以外は入札(開札)会場への入室は認めない。また、会場のスペースの関係上、入札(開札)会場への入室は、各社(者)最大2名までとする。

(6)入札の手続

ア 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除する。

イ 入札時に持参する書類

(ア)入札参加申込書の写し(申込受付時にお渡ししたもの)

(イ)入札書・委任状

※所定の様式(様式第5号)に必要事項を記載して記名押印をすること。記載する入札金額は、1カ月間の貸付料(消費税等相当額を含まないもの)の金額とする。なお、委任状は代理人(社員等の代表者以外を含む)が入札する場合に記載をすること。また、代理の有無に関わらず委任状は入札書から切り離さないこと。

ウ 入札方法

(ア)イの書類を持参し、入札開始前に受付を行うこと。

※入札開始前に入札書の記載事項等を再度確認すること。

(イ)入札書を入札参加者名が記載された封筒に封入して投函する。

※投函した入札書・委任状の書換え、引換え又は撤回はできないため注意すること。

※落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定する。なお、落札候補者となるべき者は、「くじ」を辞退することはできない。

(7)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。

(ア)入札に参加する資格のない者が行った入札

(イ)委任状を持参しない代理人のした入札

(ウ)虚偽の申請を行った者のした入札

(エ)不正行為が判明した入札

(オ)入札者の記名押印のない入札書による入札

(カ)金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(キ)重大な文字の誤字、脱字等により必要事項を確認しがたい入札

(ク)入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定について

入札公告に示した運営をできると病院長が認めた入札者であって、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 落札者との協議

川崎市立井田病院と落札者は、入札後、速やかに設置・運営に向けて誠意を持って協議する。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を最上位に繰り上げる。

9 書類提出先・問い合わせ先

川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係(行政財産担当)

〒211-0035 川崎市中原区井田2-27-1

電話 044-766-2188(代表)

電子メールアドレス 83idasyo@city.kawasaki.jp

川崎市立井田病院ホームページ

URL <http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/>

(様式第1号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 入札参加申込書

「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 一般競争入札貸付案内書」及び「川崎市立井田病院におけるレストラン運営業務仕様書」に記載された内容を全て承知し、川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本入札参加申込書及び関係書類は、全て事実と相違ないことを誓約します。

担当者 (連絡先)	郵便番号 住所 担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
--------------	--

受付番号

※ 提出後に入札を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式第3号)の提出が必要です。

(様式第2号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 事業申告書

業務（会社）概要			
設立年月日	年 月 日		
経歴・沿革			
資本金			
従業員数	役員		名
	正社員		名
	パート・アルバイト等		名
店舗数	か所（うち川崎市内 か所）		
業務内容			
5年間以上のレストラン運営実績 ※記入欄が足りない場合は、別紙（任意の様式）としても構いません			
施設名	所在地	営業年月日	営業内容
		～	
		～	
		～	
		～	

(様式第3号)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市病院事業管理者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者 入札参加辞退届

次の件名の入札参加申込書を提出しましたが、都合により辞退させていただきます。

件名 川崎市立井田病院のレストラン運営事業者の選定

担当者 (連絡先)	郵便番号 住所 担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail
--------------	--

(宛先) 川崎市病院事業管理者

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

入札書

「川崎市立井田病院におけるレストラン運営場所一般競争入札貸付要項」に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

金 額			百万				千			円
-----	--	--	----	--	--	--	---	--	--	---

- (注) 1. 1か月間の月額貸付料(税抜)をアラビア数字で記載し、必ず金額の頭初に「¥」を記入すること。
2. 「¥」の記入のないもの、入札金額を書き損じたもの、0円未満の記載については無効とする。
3. 入札者の印鑑は、必ず実印を使用すること。
4. 入札書は、氏名又は名称を記載した封筒に封入してください。

委任状

(宛先) 川崎市病院事業管理者

私は、「川崎市立井田病院におけるレストラン運営場所一般競争入札貸付要項」の一般競争入札にあたり、次の代理人に上記物件番号の入札に関する一切の権限を委任します。

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 印

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 印

※1 本委任状は、代理人が入札に参加する場合に記入してください。入札者本人が入札する場合は、記入する必要はありません。

※2 入札者(委任者)及び代理人(受任者)の印鑑は、必ず入札書と同一のものを使用してください。

役員等氏名一覧表及び同意書

令和 年 月 日 現在の役員

代表者又は役員に暴力団員(又は関係者)がないことを確認するため、本書面に記載されたすべての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

社名、団体名

代表者氏名

印

ページ/全

ページ

	役職名	フリガナ氏名	生年月日(和暦)	性別	住所
1	代表者	印			
2		印			
3		印			
4		印			
5		印			
6		印			
7		印			
8		印			
9		印			
10		印			
11		印			
12		印			
13		印			
14		印			
15		印			
16		印			

川崎市立井田病院におけるレストラン運営業務仕様書

川崎市立井田病院を甲とし、レストラン運営事業者を乙とする。

1 貸付物件

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院内

レストラン	ア 厨房フロア 2階 65.0 m ² イ 一般用レストラン 2階 89.5 m ² ウ 職員用レストラン 2階 113.5 m ²
レストランフロア	テーブル、椅子、ソファ、プラントボックス(甲による設置) (参考席数) ア 一般用レストラン 44席(現在コロナ対策のため24席に減少) イ 職員用レストラン 72席(現在コロナ対策のため38席に減少) ※なお、席数については、新型コロナウイルス感染症の状況によりその都度協議とする。

2 貸付期間

貸付期間は、令和3年4月1日から令和4年10月31日までの1年7か月の期間とする。

3 貸付料等

(1) レストランの貸付料

入札で提示した貸付料に消費税及び地方消費税を加算した金額を月額貸付料とする。

(2) 光熱水費

乙の実費負担とし、乙の負担すべき光熱水費は次のとおりとする。

ア 電気料金

月末に病院職員が一般電灯、一般動力、保安電灯及び保安動力の子メーターの数値の検針を行い、それに基づき使用料金を請求することとし、算定方法は次のとおりとする。

甲が支払う月額電気料金 × 当月使用量(4系統の子メーター数値の合計)

／ 当月使用量(親メーターの数値)

イ 水道料金及び下水道使用料

月末に病院職員が給水及び給湯の子メーターの数値の検針を行い、それに基づき使用料金を請求することとし、算定方法は次のとおりとする。

(ア)水道料金

甲が支払う月額水道料金 × 当月水道使用量(2系統の子メーター数値の合計)
／ 当月水道使用量(親メーターの数値)

(イ)下水道使用料

甲が支払う月額下水道使用料 × 当月下水道使用量(2系統の子メーター数値の合計)
／ 当月下水道使用量(親メーターの数値)

※ガスについては、使用できない。

※貸付期間開始時に、甲、乙立会いのもと子メーターの数値検針を行うこととする。

(3)契約保証金

ア 乙は、賃貸借契約締結時に、契約保証金として、19か月間の貸付期間における貸付料の総額(基本貸付料(月額)の19か月分。消費税額及び地方消費税額を含む。)の10分の1以上を甲に納入する。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、乙の請求に基づき利息を付さずに返還する。

ウ 乙が本件契約上の義務を履行しないときは、甲は本件契約を解除し、納付された契約保証金は甲に帰属することになる。

エ 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第34条に該当する場合は、契約保証金の納入を免除する。

(4)店舗の設置及び撤去等費用

ア 店舗の設置(設備、備品、既存設備の撤去等含む)にかかる費用、並びに設備、備品等の更新、店舗内改装、修繕、模様替えその他、原型を変更する行為等、設置及び撤去等に伴う工事・原状回復・損害費用等は乙の負担とする。

イ 乙が貸付期間終了期日までに原状回復の義務を履行しないときには、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができる。この場合、乙は何らの異議を申し立てることはできない。

ウ 乙は、貸付物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用は甲に請求しないものとする。

(5)管理費用

乙が負担すべき経費は次のとおりとする。

ア 貸付物件の維持・保持のために必要とする経費のほか、清掃(排水管等の清掃を含む。)、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかわる経費等、レストランの営業にかかる全ての経費

イ レストラン営業に必要な各種手続きに要する一切の費用

ウ 室内外の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用

エ 甲又は乙が設置した空調設備、照明設備、厨房設備等の日常的な維持管理、修理廃

業にかかわる費用(修理廃棄費用については、甲が設置した設備等は除く。)

オ 室内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用 (※事前に甲の承認を得ること)

カ 冷蔵庫、調理器具、食器等の備品の調達・交換に要する費用

(6) 損害賠償

ア 乙は、その責に帰すべき事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではない。

イ アに定める場合のほか、乙は、仕様書等に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を、損害賠償額として甲に支払わなくてはならない。

ウ レストランの営業によって第三者に生じた事故が、甲の責に帰すべき事由によらない場合は、乙が補償すること。

エ 甲は、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、当該レストランに係る盗難事故や破損事項等に関しては一切の責任を負わないこととする。なお、利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに甲に報告すること。

4 レストランの貸付条件(要求水準)

(1) 営業日及び営業時間

営業日は平日とし、営業時間は午前 10 時 30 分から午後 2 時 00 分までの 3 時間 30 分以上とする。なお、臨時的な休業日が生ずる際には、事前に甲の承認を得ること。

※上記の営業日、営業時間については、甲が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については乙と協議の上、決定する。

(2) 営業開始日

令和 3 年 4 月 1 日以降速やかに営業準備を開始し、遅くとも令和 3 年 5 月 6 日までには営業を開始すること。なお、事前に書面により営業開始日を甲へ報告すること。

(3) 売上総合計額の報告

乙は、毎月の売上総合計額の報告を、甲が認めた客観的に売上を確認できる資料を添付して行うこと。

(4) 施設出入口開閉時間等

レストランへの入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、甲の指示に従うこと。

(5) 従業員名の表示

乙は、従業員名簿を提出し、甲の確認を受けること。また、病院内に出入りする従業員に対し、身分証を携帯・表示させること。

(6) 店舗の設置と条件

通路幅は車椅子が十分通行可能な幅を確保して、営業をすること。また、飲食物の提供については車椅子利用者への配慮があること。

なお、内線電話は、配管配線を甲において設置する。外線電話(FAX、通信回線を含む)は、配管配線、契約手続、加入権及び費用を乙の負担により設置すること。

(7) 火元責任者の配置

レストランには、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、甲及び消防署から防火上の指導があった場合には、乙は適切に対処すること。

(8) 禁煙

病院敷地内は、全面禁煙となっているため、レストラン内も全面禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。

(9) 食材等の搬入・搬出

食材等の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。停車場及び搬入出経路は、事前に甲の指示を受けた方法によること。

(10) 食材等の仕入れ管理方法

食材等については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。

取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努めなければならない。

また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。

(11) 営業方式

ア 一般用レストラン

利用者等の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、来院者等の利用が多いことに留意したうえで、従業員が利用者から注文をとる方式(レストラン方式)で営業を行うこと。

イ 職員用レストラン

利用者等の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、利用時間が、昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売精算できる方式を取り入れること。(セルフサービス方式)

※上記の営業方式については、甲が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については甲と協議の上、決定する。

(12)提供メニュー・サービス及び提供価格

レストラン利用者の増加を図るため、より高い品質で、より安価に提供できるよう努めなければならない。提供メニュー・サービス及び提供価格は、販売前に書面を提出し甲の確認を受けること。また、変更する場合は甲と協議すること。なお、メニューにはカロリー及びアレルギーに関する表示を記載すること。

メニューの設定については、次のとおりとすること。

ア 定食(日替わりを含む)

イ 単品メニュー(うどん・そば、ラーメン、カレーライス)各1種類以上

ウ 病院職員がレストラン以外で利用(テイクアウト)できる食事メニュー(弁当など)を提供すること

エ 職員用レストランにおける価格については、定食は600円程度、単品メニューは500円程度の安価な価格とすること

※上記のメニューについては、甲が設ける基準条件であり、具体的なメニュー及び提供価格の設定については、甲と協議の上、決定する。

(13)店舗の設置、改修等にかかる事前協議

店舗の設置(設備、備品等含む)、備品等の撤去・更新、店舗内改装、修繕、模様替え等を行う場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

また、当該作業を行う場合には、病院業務に影響が無いように配慮するとともに、作業完了後は、その完了した旨を甲に報告し、検査を受けること。

なお、原状回復については、事前協議の中で必要性を確認し、貸付期間終了期までに行うこと。

(14)販売を禁止するもの

院内の安全を脅かすもの、アルコール類、タバコ(電子タバコを含む)については、販売を禁止する。

(15)営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て乙が行うとともに、費用も乙が負担する。また、申請・届出等の状況を甲へ報告すること。

(16)衛生管理

自主的に食品細菌検査を実施する等、事故防止に努めること。

また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、井田病院感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて作業を行うこと。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に甲へ報告の上、甲の指示に従い、当該業務従事者への措置及び他の者への感染防止対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置にかかる費用は、乙の負担とする。

他に、商品搬入者の衛生教育も同様に徹底すること。

(17) 従業員に対する研修と勤務体制

従業員に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。

また、事前に実施する研修の内容を記した研修計画書及び実施した研修結果を記した研修報告書を甲へ提出すること。

従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。

(18) 張り紙、看板等の表示又は掲出

許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。また、張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。

(19) 廃棄物の回収

乙の営業に伴い生ずる廃棄物の回収については、甲の指示に従い、乙の負担により責任をもって行うこと。また、環境問題に配慮して適正に実施するために、常に廃棄量を把握し、廃棄物の発生を抑制するとともに、再資源化を促進するよう努めなければならない。

(20) 緊急時の対応

事故や犯罪等、又はそれに準じる事態が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、甲に報告すること。

また、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め甲へ届け出ること。

5 禁止事項等

(1) 指定用途以外の使用をしないこと。

(2) 貸付財産を転貸し、または賃借権の譲渡をしないこと。

フランチャイズ方式は可能とするが、本入札の参加資格「良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。」「事故の場合、レストラン運営事業者の責任において直ちに対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。」について、フランチャイザー(本部・本部企業)及びフランチャイジー(加盟店・加盟者)の関係も含めた説明資料を提出し、甲の承認を得ること。

なお、本入札の参加者と、落札後における契約者は同一とすること。

(3) 貸付物件は、最善の注意を持って維持保存に努めること。また、貸付物件は、甲の承認

を受けずに隔壁等の工作物を設けないこと。

6 調査協力義務

甲は、随時その使用状況を実地に調査することができ、この場合、乙は、これに協力しなければならない。

7 運営の評価

甲は、運営状況について、随時に評価をして改善を申し入れることができる。乙は改善の申し入れの協議に応じ、その改善に努めなければならない。

8 資料の提出等

乙は、甲が必要のある時は、甲の指示に従い、資料の提出又は報告をしなければならない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

10 資料

(1)資料1 川崎市立井田病院の概要

(2)資料2 レストラン設備諸条件一覧表

川崎市立井田病院の概要

1 所在地

川崎市中原区井田2丁目27番1号

2 病床数

合計 383 床

- 一般病床 343 床 (HCU・CCU8 床、地域包括ケア 45 床、緩和ケア 23 床を含む)
- 結核病床 40 床

※ ただし、令和3年1月1日時点において、結核病床については新型コロナウイルス感染症病床として運用している。

3 診療科目

37 診療科

4 1日平均患者数 (令和2年4月～11月の実績)

外来 1日平均 約 581 人 (参考:令和元年度 約 671 人)

入院 1日平均 約 257 人 (参考:令和元年度 約 307 人)

5 面会時間

	一般病棟	結核病棟	緩和ケア病棟
時間	12:00～21:00	15:00～19:00	制限なし

※ ただし、令和3年1月1日時点において、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、院内への入館や面会を一部制限している。

6 面会者数 (令和2年11月1日～令和2年11月30日の平均統計)

平日 1日平均 約 94 人 (参考:令和元年11月 約 272 人)

土日祝日 1日平均 約 39 人 (参考:令和元年11月 約 323 人)

7 従事者数 (令和2年11月時点)

1026 人(全体)

(内訳)

井田病院職員・会計年度任用職員・再任用職員 724 人

委託職員 302 人

※ 平日日中の勤務者数 約 605 人

8 レストランの運営状況

(1) 1日平均販売食数（令和2年11月時点）

職員	約 79 食	（参考：令和元年 11 月 約 89 食）
	うち弁当	約 9 食（参考：令和元年 11 月 約 24 食）
一般	約 28 食	（参考：令和元年 11 月 約 68 食）

(2) 光熱水費負担（令和2年4月～11月平均）

約 96,000 円（参考：令和元年度 約 106,000 円）

(3) 令和2年度の運営方法等

令和2年度は、川崎市病院局会計規程第94条の規定に基づき、行政財産使用許可の手法によりレストランを運営しており、使用料は同規程第98条の規定により免除している。

レストラン設備諸条件一覧表

設備	内 容
建 築	<p>1 仕上材:レストラン ・床:ビニル床タイル4 ・巾木:木製巾木 ・壁:ビニルクロス1 ・天井:ビニルクロス1 ・天井高:2,800mm</p> <p>2 仕上材:厨房 ・床:塗床E ・巾木:床材立上 ・壁:化粧ケイカル板 ・天井:NAD ・天井高:2,500mm</p> <p>3 その他 ・シャッター:有(防火シャッター) ・内装制限:有 ・平面積:レストランフロア 203㎡、厨房(事務室等含む) 65㎡ ・その他:外部屋上緑化有、オーニング有</p>
電 気	<p>1 電灯・コンセント 1相3線 200/100V 20KVA 電力量計・有</p> <p>①商用電源 主幹ブレーカ ・3P225AF/125AT × 1回線 分岐ブレーカ ・電灯 200V 50AF/20AT × 6回路 100V 50AF/20AT × 4回路 ・コンセント 200V 50AF/20AT × 6回路 100V 50AF/20AT × 22回路</p> <p>②発電機電源 主幹ブレーカ ・3P 50AF/ 50AT × 1回線 分岐ブレーカ ・電灯 200V 50AF/20AT × 4回路 100V 50AT/20AT × 2回路 ・コンセント 100V 50AT/20AT × 12回路</p> <p>2 低圧動力 3相3線 200V 100KVA 電力量計・有</p>

電 気	<p>①商用電源 主幹ブレーカ ・3P400AF/350AT × 2回線 分岐ブレーカ ・100AF/75AT × 2回路 ・50AF/40AT × 2回路 ・50AF/30AT × 3回路 ・50AF/20AT × 7回路</p> <p>②発電機電源 主幹ブレーカ ・3P 50AF/ 30AT × 1回線 分岐ブレーカ ・50AF/20AT × 3回路</p> <p>・TV・電話・照明等に関しては、病院見学時に説明しますので、その際に御確認下さい。</p>
空 調	<p>空調概要</p> <p>・レストラン 個別空調(台数・冷暖房能力など) 冷暖フリー形 ヒートポンプパッケージ 室外機 80kW×1台 室内機=天井埋込ダクト型 14kW×3台+天井埋込ダクト型 11.2kW×3台)</p> <p>・厨房 個別空調(台数・冷暖房能力など) 冷暖フリー形 ヒートポンプパッケージ 室外機 45kW×1台 室内機=天井埋込ダクト型 14kW×3台)</p> <p>・全熱交換機(換気用) 全熱交換器 540CMH×3台+560CMH×3台 ・全館空調設備 無し ・冷蔵庫・冷凍庫等の設備別途 ・その他 フード(衛生関係に表記)</p>
衛 生	<p>・給水・給湯・排水設備及び簡易自動消火設備については、図面を別途参加申込者に配布します。</p>

貸付料の特例措置適用について

院内レストランについては、診察で来院する患者さんや面会で来院される方、及び職員の福利厚生として不可欠であるため、レストランの営業は継続させる必要がある。

しかし、レストラン事業者へのヒアリングや調査を行った結果、使用料（貸付料）及び光熱水費を納入しながら営業を行うことは困難であり、入札参加事業者がいないことも想定される。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、院内病棟の面会制限が続いており、家族等の面会者の来院が大幅に減っているため、院内で営業をしているレストランでの売上も激減している状況である。今後も面会制限解除の目途は立っていない。

そのため、川崎市病院局行政財産使用料算定要領の第7条特例措置を適用し、第5条第1項及び第2項に規定する基準額の適用は行わないこととする。また、事業者が入札に参加しやすいよう、売上により変動のある使用料率による貸付料ではなく、金額とする。さらに、過去請求してきた水道料金等に計算誤りがあったこと等の再発防止も含め、使用料率ではなく貸付料の金額とすることで、事務処理のミスの再発防止を図っていく。

川崎市病院局行政財産使用料算定要領

（収益を目的として使用する場合の使用料）

第5条 前3条の規定にかかわらず、収益を目的として使用する場合の使用料は、1月ごとの販売数量又は売上げの総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）に一定の割合を乗じて得た額に消費税額を加えた額を月額とすることができる。

2 前項の規定により算定した月額の使用料が前3条の規定により算定した月額の使用料（以下この項において「基準額」という。）を下回るときは、基準額を使用料とする。

（特例措置）

第7条 第2条から前条までの規定によることが不適當又は困難と認めるときは、土地及び建物の立地条件、使用許可の態様その他事情を考慮し、実情に即した取扱いをすることができる。

「川崎市立井田病院におけるレストラン運営事業者」
一般競争入札スケジュール

月	日	曜日	
2	1	月	入札公告
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	6	土	
	7	日	
	8	月	
	9	火	
	10	水	病院見学
	11	木	
	12	金	申込締切(~16時)・資格審査
	13	土	
	14	日	
	15	月	確認通知書送付・病院見学
	16	火	
	17	水	質問締切(16時)
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	質問回答送付
	23	火	
	24	水	
	25	木	
	26	金	入札・開札
	27	土	
	28	日	